



議案第 四 号

三朝町総合運動施設陸上競技場新設工事請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり三朝町総合運動施設陸上競技場新設工事請負契約の締結についての議決（昭和五十八年五月二十一日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年一月十三日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年一月十三日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

四 契約金額中「八三、五〇〇、〇〇〇円」を「八八、五〇一、九二五円」に改める。